



島根県報

平成22年10月26日（火）

号外 第 174 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示**島根県告示第630号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	吉田三刀屋線	雲南市三刀屋町六重137番9地先から同266番1地先まで	前	メートル 10.00～ 25.00	メートル 515.00	雲南県土整備事務所 減幅 土地所有者へ返還
			後	10.00～ 25.00	515.00	

島根県告示第631号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	宇都井阿須那線	邑智郡邑南町宇都井158番1地先から同124番2地先まで	メートル 293.00	平成22年 10月26日	県央県土整備事務所	